

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

平成二十八年十月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

安芸農業協 同組合		登録検査 機関の 名称	
住所	追加	変更 内容	変更の あった 農産物 検査員
中村 典弘	千 信二郎	氏  名	
号 堀五丁目七番一六	安芸郡熊野町城之 堀七丁目二四番一 五号	住  所	
玄米	玄米	農産物 検査を 行う 農産物 の種類	
平成二八 年八月二 九日		変更 年月 日	